

わが国経済の成長力強化に向けて  
(平成18年11月16日 関西大会)

社団法人日本産業機械工業会

わが国はいざなぎ景気を越える非常に息の長い経済成長を続けている。世界経済が拡大する中で輸出は増加し、高水準の企業収益を背景に設備投資も引き続き増加している。また、内外需要の増加が続く中で生産も増加している。先行きについても、わが国経済は息の長い成長が続くとの見方が大半である。国内は、好調な企業部門が家計部門に波及し、生産・所得・支出の好循環が働くもとの、景気拡大が持続すると見通される。海外も、米国経済は一部不安材料を抱えるものの、世界経済への影響は軽微なものと思われ、全体としては地域的な広がりを伴いつつ、拡大を続けると見られる。

バブル崩壊後のわが国の施策は、景気回復を第一義とした短期・緊急的な視点で取組む課題が中心となっていた。しかし回復基調となった今は、少子高齢化と人口減少、エネルギー制約、財政赤字、国際競争の激化など、中・長期的な視野で取組まなければならない課題が山積している。そのため、政府におかれては、わが国の長期的な発展に向けた基盤を整備するために「経済成長戦略大綱」にある各種施策を着実に実行し、貿易立国であるわが国産業構造の根幹となる製造業の競争力をより強化させるとともに、わが国のみならず国際社会の平和と安定のために積極的に貢献し、「強い経済と安心な社会」の実現に向け、果敢に取組まれることを期待する。

我々産業機械業界も、高品質で信頼のおける製品と高い技術力を供給し、わが国産業の国際競争力強化に貢献していかなければならない。

同時に、法令の遵守、安全性の確立、顧客、投資家、従業員及び社会からの期待に応え社会的責任を果たし、また地球環境という大きなテーマに貢献するための先進技術や製品を供給し、「安全・安心な社会」「環境にやさしい社会」の実現に向け大きな役割を担っていかなければならない。

当工業会は、関係官庁や大学及び公的研究所等の支援、協力を得て、種々の社会的要求に応え、わが国経済の成長力強化に引き続き貢献していきたいと考える。

こうした認識のもと、当工業会は政策当局に対し、以下の政策を提言する。

## 1 . 製造業の競争力強化に向けた施策

- ( 1 ) 企業の設備投資意欲を維持・拡大し、生産手法の新陳代謝を加速させるため、減価償却制度の抜本的見直し等の税制面での支援を充実させること。また、国際的に見て高止まりしている法人税の実効税率についても、企業活力の活性化の観点から引き下げを図るべきである。
- ( 2 ) 技術革新を加速させるため、規模・リスクが大きく民間独自では実施できない分野の研究開発について、補助金・補助事業の拡充、金融支援措置、人材育成、産官学の研究交流など一層の支援を行うこと。また、先端分野や新技術開発に絞らず、既存技術・製品の改良・改善など、生産性向上や省エネルギー効果が高く即効性のある技術革新への支援も拡充すること。
- ( 3 ) 新事業の事業化、事業再編など企業経営の効率化・活性化を図る上で、阻害要因となる規制の緩和、撤廃を図るとともに、政策的支援を一層充実させること（例：新事業・新技術・新エネルギーの市場導入支援、経済の国際化を踏まえた事業再編基準の見直し、裁量労働制などの柔軟な雇用制度の導入、など）。
- ( 4 ) 若年者の就職者数が減少する中、団塊世代の大量退職を控え、技術・技能の伝承が益々難しくなっている。政府と産業界が協力して、能力をもった人材を的確に供給し、或いは企業の人材育成を支援できる体制を強化するとともに、「ものづくり」を支える技術系、理工系人材の育成・確保などを総合的に進めること。
- ( 5 ) 産官学が連携して世界トップレベルの教育研究拠点を整備し、アジア等の優れた人材を呼び込み、併せて留学制度の充実や国内就職の機会拡大を図り、人材交流をより一層拡大させること。
- ( 6 ) 世界経済のボーダレス化が進む中、日本工業規格（JIS）と国際規格（ISO等）の整合化を進めることは、わが国の重要な国際戦略である。産官学が連携し国際規格への積極的な参加を推進し、わが国主導の国際標準を拡大させること。
- ( 7 ) 地方都市等には、わが国の「ものづくり」に不可欠な要素技術、設計・生産ノウハウが蓄積された中堅・中小企業が多く存在する。今後も政府や地方自治体、地方機関等が連携し、企業活動の活性

化と競争力強化のために地域毎の特色と強みを生かした支援を一層充実させること。

## 2．海外事業活動の促進・支援に関する施策

- (1) アジア経済の活力を取り込み、アジア諸国と協働していくため、東アジア・オセアニア地域との経済連携協定（EPA・FTA）の早期締結を目指すとともに、国際的な企業間競争の進展に対応した企業統合審査の実現や、産業・物流インフラ整備などを戦略的に進めること。
- (2) 中国や新興国への技術流出・模倣品問題は益々大きくなっている。特許申請及び知的財産保護に関する情報提供や紛争処理における支援をより強化するとともに、模倣品・海賊版拡散防止条約の早期実現に向け、当該国との協議を進めること。
- (3) 為替相場については、対USドル、対ユーロでの円相場を適正水準に保つよう努めること。
- (4) 輸入国側による高関税や数量・調達制限、或いは特殊な規格への適合要求といった非関税障壁の撤廃に向け早急に対処すること。また、外貨投資規制、ビザ発給制限、付加価値税手続きなど諸制度の情報提供を促進するとともに、海外出張者、駐在員の安全向上に対する側面支援をより一層強化すること。

## 3．環境保全、地球温暖化対策及び安全管理の促進に資する施策

- (1) 化学物質排出抑制や資源循環など環境保全への企業の自主的な取り組みをより促進させるために、税制優遇措置など企業経営にもメリットが出やすい制度を構築すること。また、環境ISO認証取得の推奨、官庁における優良製品の率先採用など、環境保全の促進に関する施策を総合的に検討すること。
- (2) 京都議定書の目標達成に向け、京都メカニズム活用のための制度整備と支援を一層拡充すること。また、製造現場への省エネ・高効率機器の導入促進支援や、それら技術や製品を開発・供給する製造事業者への支援等をより一層充実させること。なお、炭素税等の環境税導入には改めて反対する。

- ( 3 ) エネルギー使用が急増するアジア地域を省エネ型経済圏に転換させるため、当該国に対し世界トップレベルのわが国の省エネ・新エネ技術を供給して、貢献しなければならない。このため、政府による各種施策の抜本的強化、戦略的展開を早急に進めること。
- ( 4 ) 安全・安心社会の実現に向け安全な機械を普及させるために、機械安全の国際標準の策定作業を推進するとともに、機械安全標準の普及に努めること。また、安全強化に寄与する各種投資には税制上優遇措置等の支援策を講じること。

#### 4 . 経済発展基盤の整備

- ( 1 ) わが国経済を更に発展させるためには「安全で活力ある社会」を構築することが重要であり、環境保全や防災等の社会基盤整備を中心とした公共投資を継続的に行うこと。また、民間活力の発揮を促す市場化テスト事業等の規制改革をより一層推進すること。
- ( 2 ) 原油価格の高騰などエネルギー価格体系の変化がわが国経済に与える影響は非常に大きい。原子力を基幹としたエネルギーの多様化とベストミックス、エネルギー供給途絶に備えた緊急時対応制度の整備など、総合的かつ戦略的な対策を進めること。
- ( 3 ) 少子高齢化の中で将来に対する不安を払拭すべく、早急に年金・医療保険・介護制度等の社会保障制度を一体的に改革すること。また社会保障財源は、国民の自立・自助を基本とし、企業活力を損なわないよう企業負担とのバランスも考慮した上で構築すること。
- ( 4 ) 人財立国の実現には教育、人材育成が重要な課題であり、教育の質の向上と教育現場の活性化に向け、早急に教育改革を行うべきである。また、社会人に対しても、各種教育・育成制度を整備する必要がある。

以 上